

第 42 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 49 号

訴えの提起について

港湾施設に係る明渡等請求及び損害賠償請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年11月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 熊本市西区新港一丁目2番

株式会社ホーリーシェフ

上記代表者 代表取締役 中 村 元 一 郎

2 事件名 港湾施設明渡等請求及び損害賠償請求事件

3 事件の内容

被告は、港湾施設を不法に占有しているため、港湾施設に係る明渡し、存置する動産の撤去及び損害賠償請求を求めるものである。

4 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、港湾施設を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、港湾施設に存置する動産を撤去せよ。
- (3) 被告は、原告に対し、使用許可期間の満了日の翌日から明渡し済みまで1か月につき使用料相当額並びに港湾施設の使用に係る電気料金相当額及び施設管理費相当額の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。